

住 安 第1102-5号
平成30年1月9日

公益社団法人静岡県建築士会会長 様

静岡県くらし・環境部
建築住宅局建築安全推進課長

用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建蔽率及び建築物の各部分の
高さの制限を定める区域の指定と数値の決定について

このことについて別紙のとおり東駿河湾広域都市計画区域（三島市萩地区）にお
いて区域の指定と数値の決定をし、平成30年1月9日から施行となりましたので
お知らせします。

なお、詳細については担当までお問合せ下さい。

担当：建築安全班 三浦

電話：054-221-3079

F A X：054-221-3083

Mail：kenchikuanzen@pref.shizuoka.lg.jp